



# 消費生活サポーターだより

No. 7

発行 平成30年2月

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

**もしかっち**

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせします。

啓発活動等の参考にぜひ活用していただきますようお願いします。

寒い日が続きます。健康管理には、十分にご留意ください。

~~~~~ 今月号のもくじ ~~~~~

## 1 送付資料(啓発資料)から

◎独立行政法人国民生活センター発行資料 (詳細は別紙参照)

「見守り新鮮情報 第299号~301号」300号は記念号です。

「子どもサポート情報 第124号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン2月号」

## 2 情報掲示板(お知らせ)

◎第2次長野県消費生活基本計画へのご意見をお寄せください。

◎29年度の活動報告書の提出の御準備をお願いします。

◎第4回のくらしのセミナーを開催中です。

## 3 活動紹介(こんな活動が行われています!)

12月に開催した消費生活サポーター研修会での参加者の皆様のご意見を紹介

## 4 知っておきたい参考情報

「プリペイドカードの種類としくみ」についてのご紹介

## 1 送付資料(啓発資料)から 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第299号」相談急増ハガキによる架空請求

「見守り新鮮情報 第300号記念号」電話勧誘お断わりグッズ

「見守り新鮮情報 第301号」安売りにつられて通ったら・・・高額な健康食品を売りつけられた

「子どもサポート情報 第124号」

加熱式タバコの誤飲に注意 置き場所や捨て場所に気を付けて!

## 2 情報掲示板（お知らせ）

◎第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画（案）へ皆様からのご意見をお寄せください。

長野県消費生活条例に規定する「消費者の権利の確立及び自立の支援」を基本理念とし、県民の消費生活の安定及び向上」を目的として、長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画を策定し、各種施策を推進しています。

この度、県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会からの答申を踏まえ、平成30年度からの第2次基本計画（案）が作成されました。この計画案について現在ご意見を募集しています。

概要のみ今回添付させていただきます。

詳細については、長野県消費生活情報ホームページの次のアドレスからご覧ください。

<http://www.nagano-shohi.net/torikumi/> また、県消費生活センター、各地域振興局行政情報コーナーでもご覧いただくことができます。ぜひ、ご意見をお寄せください。

提出いただく方法は、次のとおりです。

電子メール、ファクシミリ、郵送により2月21日（水）までをお願いします。（文末の連絡先と同じ）締め切り間近で恐縮ですが、よろしくをお願いします。

◎29年度の活動報告書の提出の御準備をお願いします。

皆様に今年度活動いただいた状況について、「長野県消費生活サポーター設置要領第9条により、活動報告書の提出を翌年度4月末までに提出をお願いします」としてあります。

報告の様式、提出の方法等については、来月のサポーターだよりの中で、お知らせします。

◎第4回のくらしのセミナーを開催中です。

2月13日の北信消費生活センターでの開催から県内4会場で、順次開催しております。

今回のテーマは、「楽しい旅へのアドバイス～安心・安全な旅行選びと契約～」です。

新しい発見や感動を求めて暖くなる季節を前に、旅行の計画をされていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。そんな時期に旅行の契約にあたり、注意したいことや知っておきたいことなど楽しく安心・安全な旅行につながるようなお話をいただく予定です。

<今後の開催予定>

2月22日（木）13：30～15：00 小諸市役所 主催：東信消費生活センター

2月23日（金）14：00～15：30 県伊那合同庁舎 主催：南信消費生活センター

事前の申し込みは不要ですので、大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

お問い合わせは、各消費生活センターまでお願いします。



### 3 活動紹介(こんな活動が行われています！)

今月は、12月に開催した消費生活サポーター研修会での参加者の皆さんのご意見を紹介させていただきます。

＜サポーターの皆さんのご意見から抜粋＞

- ☆ サポーター活動には、若い人にも多く参加してほしい。
- ☆ サポーター一人での活動は難しい。民生委員の方などとコミュニケーションをとっていくことが必要である。
- ☆ サポーター自身としては、活動への声かけがあれば、ぜひ協力していきたい。行政の方からも声をかけてほしい。
- ☆ なかなか行政の窓口から、啓発活動への声かけなどがなく残念である。消費生活センターとの連携があればいいと思う。
- ☆ 市の担当の方の出席がなく、意見交換できず、残念であった。
- ☆ 地域で健康で安心して生活できるようにとの願い、あらためて消費生活サポーターといった立場にこだわるのではなく、自分が属している活動の中で、消費生活に関する話題の提供などを行っている。
- ☆ 消費者に出向いてもらうのではなく、消費者が集まる機会のところへ、出かけていく方法ができればいい。

＜市町村の担当者の方のご意見から抜粋＞

- ☆ 地域での活動を通じ、消費生活相談が必要と判断される方がいた場合には、消費生活センターへの相談を紹介したり、相談するようつなぐ役をお願いしたい。
- ☆ 市で実施している出前講座は、依頼を待っている状況なので、サポーターの皆さん自身の住んでいる地域で開催について、声をかけてほしい。区長の方への働きかけなどしてほしい。
- ☆ 市の消費生活センターとしては、サポーターの方の交流の場、相互のコミュニケーションが図れるよう支援をしていければと考えている。情報交換を活発にしていきたい。
- ☆ 市の消費生活センターの認知度のアップとともに、消費生活サポーターの存在も市民に広く知ってもらえるよう周知をあわせて行っていきたい。同時にサポーターの方には、消費生活センターの周知といった役割を担ってもらい、お互いに周知を進めていけたらと思う。



貴重なご意見を寄せていただき、ありがとうございました。

消費生活サポーターの皆さんの活動の支援について、検討しています。

## 4 知っておきたい参考情報

今月は、「プリペイドカードの種類としくみ」についてご紹介します。

最近では、買い物をする際に、消費者は多様な支払い手段の中から、支払い方法を選択できます。クレジットカードやプリペイドカードに代表される「キャッシュレス決済」は現金を持ち歩かずに、買い物ができる手軽さから、身近な決済手段として、消費者の利用機会が拡大しています。

一方で、悪質商法、架空請求の金銭要求の支払い方法として利用されたり、仕組みを十分に理解しないまま支払ってしまったことによる、新しいタイプの消費生活相談も増加しています。

あらためて、プリペイドカードの種類を確認します。

|           |                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 紙型    | 全国百貨店共通商品券、クレジット会社の商品券など、                                                                                                                                                                                    |
| (2) 磁気型   | QUO カード、図書カードなど<br>※(1)、(2)とも使用できる金額は、あらかじめ券面、カードに記載された金額までしか使用できない。使いきりとなる。                                                                                                                                 |
| (3) IC型   | 乗車券機能と一体型 Suica、PASMOなど<br>ショッピング用 WAON、nanaco、楽天Edyなど<br>※カードのICチップに使用できる金額が記載されている。残高によりチャージすることで、繰り返し使用できる。<br>デポジット（預り金）や手数料が必要な場合もあり。                                                                   |
| (4) サーバー型 | iTunes ギフトカード、Google Play ギフトカード、Amazon ギフトカードなど<br>※サーバー型はカードが発行されるものもありますが、金額等の価値はカード自体ではなくプリペイドカード発行会社の管理するコンピューターのサーバー上に記録される。<br>カードを発行しないタイプは、コンビニ等で購入できるギフト券等に記載されたID番号をインターネット上で入力することで、商品の購入に利用できる。 |

### サーバー型のプリペイドカードを利用時の特殊詐欺が多く発生しています！

サーバー型で管理する「サーバー型」プリペイドカードの場合、カードに記載された番号等を相手に伝えることは、購入した価値を相手に全て渡してしまうことになります。

番号を教えてくださいといった場合には、十分に注意して対応してください。不安な場合は、消費生活センターへまずご相談ください。国民生活センターのこちらの情報もご覧ください。

[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150326\\_2.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150326_2.pdf)

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160707\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160707_1.html)

長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州